

原田処理場スカイランドHARADA自動車駐車場管理細則

平成15年4月

細則第2号

(目的)

第1条 この細則は、原田処理場スカイランドHARADA自動車駐車場（原田処理場スカイランドHARADA自動車駐車場維持管理充当金に関する要綱（平成15年要綱第2号）第1条に規定する原田処理場スカイランドHARADA自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入場及び出場時間)

第2条 駐車場における自動車の入場時間は午前7時から午後6時45分までとし、出場時間は午前7時から午後7時までとする。ただし、豊中市長（以下「市長」という。）が特に必要があると認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

(駐車することができる自動車)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車のうち、長さ5.5メートル、幅1.9メートルかつ高さ2.8メートル以下（それぞれ物品等の積載物を含む。）のものとする。

2 前項に規定する自動車以外の自動車については、事前に市長の承認を受けなければならない。

(駐車場への入場制限)

第4条 前条に規定する自動車が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場に入場することができない。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (3) 著しい騒音を発しているとき。
- (4) その他駐車場の管理に支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第5条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、設備その他の物件又は駐車中の他の自動車を汚損し、又はき損すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められ

ること。

(使用の休止)

第6条 市長は、駐車場の補修その他特に必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(損害賠償)

第7条 故意又は過失により、駐車場の施設、設備その他の物件を汚損し、き損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この細則は、平成15年4月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年7月1日から施行する。